

◇◇◇◇ お手続きのご案内 ◇◇◇◇

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども〈だいし〉をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

以下「お手続きの流れ」にそって、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽に第四銀行ローン受付センターまでお問い合わせください。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

敬 具

お手続きの流れ（新規お申し込み）

1 窓口・電話にてお申込み

2 受付審査と回答

電話にて受付審査結果をご連絡します。

3 申込書類のプリントアウト

受付審査がお済の方は、ホームページ画面の

利用申込書のプリントアウトはこちら
バックアップスピーディー
借入申込書兼保証委託依頼書(PDF)

ボタンを押して、A4サイズの普通紙にプリントアウトしてください（本紙1枚含め合計7枚）。

4 申込書類のご記入

必ず「お借り入れをされるご本人さま」をご記入ください。

「暗証番号届」には、4ケタの数字で暗証番号をご記入いただきますようお願い致します。

※修正液等による訂正ができませんので、お間違えのないようお願い致します。

※暗証番号には他人に推測されやすい生年月日の組み合わせや、電話番号、同一数字4ケタ、住所の地番、自動車のナンバー等は使用しないでください。

5 申込書類の送付

F A X	ご 郵 送
以下の書類を下記FAX番号あてに送信してください（受付時間：24時間365日）。 FAX番号 025-288-5426	郵便でご送付を希望される場合は、添付の返信用封筒、またはお手持ちの封筒に以下の書類を同封のうえ、書類を郵送ください。 添付の返信用封筒をご利用される場合は、中身が透けないよう厚い印刷用紙で印刷いただきますようお願いいたします。 なお、お手数でも切手をお貼りのうえご投函ください。

〈ご送付いただく書類〉

1. 自動借入サービス「バックアップスピーディー」借入申込書兼保証委託依頼書
2. 自動借入サービス「バックアップスピーディー」暗証番号届
3. 本人確認資料

※以下のいずれか2点（有効期限内のもの）をご用意ください。
※本人確認資料は顔写真、文字がかけないように印刷してください。

- (1) 運転免許証*1
- (2) パスポート*2
- (3) マイナンバーカード*3
- (4) 健康保険証*1 等

※1. 現住所の記載があるものに限り。裏面に現住所の表示がある場合は、表・裏両面の写しが必要です。

※2. 日本国内で発行のもので顔写真のページと所持人記載欄（お名前・現住所等の記載箇所）の両方のページの写しが必要です。

※3. 表面の写しが必要です（裏面の写しは不要です）。

4. 収入証明書類（お借入極度額が50万円超の場合）

※以下のいずれか1点（最新年度のもの）をご用意ください。
※当行から連絡があった場合は不要です。

- (1) 源泉徴収票
- (2) 所得証明書 等

〈お問い合わせ先〉 第四銀行ローン受付センター 電話番号：0120-86-6070

自動借入サービス「バックアップスピーディー」借入申込書兼保証委託依頼書

だいしローン受付センター
FAX 025-288-5426
 (受付時間：24時間365日)

株式会社 第四銀行 御中
 第四信用保証株式会社 御中

私は、別紙「バックアップスピーディー借入規定」、「バックアップスピーディー保証委託約款」、「個人情報
 報の取り扱いに関する同意条項」の各条項に同意のうえ、株式会社第四銀行に「自動借入サービス バック
 アップスピーディー」の利用を申込み、第四信用保証株式会社に、その保証をお願いします。私が第四銀行
 より承諾を受けましたうちは、本商品に適用される各種規定等に従い、債務弁済の義務を履行します。

1. お申し込みのご本人さまについて

申込日	令和	年	月	日	生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別	男 · 女
フリガナ											
お名前 (自署)											
ご住所	〒	-	☎()		-	携帯()		-			
	都道 府県			市区 郡							

3. 送付書類について

下記書類をFAXまたは郵送にてご送付下さい。

自動借入サービス「バックアップスピーディー」
借入申込書兼保証委託依頼書

暗証番号届

本人確認資料

収入証明書類 (お借入極度額が50万円超の場合)
※当行から連絡があった場合は不要です。

2. お取引店とご返済用口座について

お取引をご希望する支店名をご記入ください。

お取引店	第四銀行	支店
------	------	----

ご返済用口座	普通預金口座番号 (本人名義のみ)					

私は、バックアップスピーディー借入規定にもとづき、私名義の
 左記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。

3. 振込貸付について

お借り入れをお急ぎの方で、ローンカード到着前に返済用口座へお借入金の入金をご希望される方はご記入ください。

※お借入金の振込入金完了した日からお借入金に対して利息は発生いたします。

振込による借入 を希望する	<input type="checkbox"/>	← 振込貸付をご希望の方は○を記入してください。
お振込 希望金額	0	※振込金額は 100 万円以下 (ただしカードローン 貸越極度額が上限) 10 万円単位でご記入ください。

◆ご留意いただきたい事項

- ・受付審査の受付内容と本申込書の内容等を精査のうえ、融資の可否について決定します。
- ・なお、申込書の内容が相違している場合はご融資をお断りする場合がございます。
- ・お申込内容確認のためにお届けの電話番号に銀行名にてご連絡させて頂くことがあります。
- ・当行にご提出いただいた本申込書等の書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

銀行使用欄

コンタクトセンター長	検印	係印	〈センター使用欄〉	
			検印	係印

取引店番号		取引店名		C I F 番号					
受付店番号		受付店名							
業務取扱店番号		業務取扱店名							

自動借入サービス「バックアップスピーディー」暗証番号届

だいしローン受付センター
FAX 025-288-5426
 (受付時間：24時間365日)

申込日	令和 年 月 日
フリガナ	
お名前 (自署)	
ご住所	〒 -
	都道 市区 府県 郡

〈注意〉暗証番号について
 4ケタの数字をご記入下さい。
 他人に推測されにくい番号をご指定下さい。
 以下の番号は、特に他人に推測されやすいので指定しないで下さい。
 ①生年月日の組み合わせ ②ご自宅の電話番号・携帯電話番号
 ③同一数字4ケタ ④住所の地番 ⑤自動車のナンバー

暗証番号				
------	--	--	--	--

○本暗証番号届は訂正できません。ご記入内容を訂正される場合は、新しい用紙にご記入下さい。

本暗証番号届は、カード発行手続き終了後に当行で廃棄させていただきます。

銀行使用欄

店番号																			検印
科目	9	6	口座番号																

■下記の封筒を切り抜いて
ご使用ください。

切手を貼って
ご投函ください。

25g 以内 82 円
50g 以内 92 円

9 5 0 - 8 7 9 0

新潟市中央区米山二丁目二四番地
新潟駅南センタービル3階
(株)第四銀行
だいしローン受付センター 行



封入前にご郵送
いただく書類を
いま一度ご確認
ください。

ご郵送いただく書類

- 自動借入サービス「バックアップスピーディー」
借入申込書兼保証委託依頼書
- 自動借入サービス「バックアップスピーディー」
暗証番号届
- 本人確認資料
※以下のいずれか2点(有効期限内のもの)をご用意ください。
※本人確認資料は顔写真・文字がかけないように印刷してください。
(1) 運転免許証※1
(2) パスポート※2
(3) マイナンバーカード※3
(4) 健康保険証※1 等
※1. 現住所の記載があるものに限りです。裏面に現住所の
表示がある場合は、表・裏両面の写しが必要です。
※2. 日本国内で発行のもので顔写真のページと所持人記載
欄(お名前・現住所等の記載箇所)の両方のページの
写しが必要です。
※3. 表面の写しが必要です(裏面の写しは不要です)。
- 収入証明書類(お借入極度額が50万円超の場合)
※以下のいずれか1点(最新年度のもの)をご用意ください。
※当行から連絡があった場合は不要です。
(1) 源泉徴収票
(2) 所得証明書 等

バックアップスピーディー借入規定

第1条 (契約)

本契約は、借主からの申込を株式会社第四銀行（以下「銀行」という）が承諾し、カードローン口座（以下「ローン口座」という）を開設した時に成立します。

第2条 (取引口座の開設等)

- バックアップスピーディー取引（以下「本取引」という）は、銀行本支店のうちいずれか1か店のみでローン口座を開設できるものとします。
- 銀行は本取引に使用するためのローンカード（以下「カード」という）を発行します。
- 借主は、あらかじめ借主名義の返済用口座を指定するものとします。
- ローン口座については通帳を発行しません。なお、本取引をご利用された場合には、毎年1月および7月の年2回取引明細書を送付します。

第3条 (取引の方法)

- 本取引は、カードおよび現金自動支払機（以下「CD」という）・現金自動預入払出機（以下「ATM」という）の利用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出または引受、公共料金等の自動支払は行いません。
- 銀行本支店においてCD・ATMにかえ、銀行所定の当座預金請求書に借主の氏名および金額を記入のうえ、本人確認資料を添えて窓口へ提出することにより借入を行うこともできます。
- 前項1.2に定めるほか、銀行が認めた場合に限り、借主が、銀行所定の方法による届出により指定した借主名義の普通預金口座に当座貸越の代わり金を入金するよう銀行に依頼し、銀行が指定口座に対して当座代わり金を入金する方法により借入を行うこともできます。
- カードおよびCD・ATMの取扱については、「[貸越]カード規定」によるものとします。

第4条 (自動融資)

借主があらかじめ指定した返済用口座に、その口座残高を超えて払戻しの請求または口座振替決済等の自動支払の請求があった場合は、その不足額をこのローン口座から自動的に融資するものとします。但し、返済用口座への請求が、第9条の約定返済の引落しや、本ローン以外の銀行からの借入の返済等、銀行が定める所定の取引の場合は自動融資を行いません。

自動融資によりローン口座から融資する場合は、カードの提示または銀行所定の払戻し請求書の提出は不要とします。

第5条 (カードローン貸越極度額)

- 本取引におけるカードローン貸越極度額は、銀行および第四信用保証株式会社（以下「保証会社」という）が審査のうえ決定し、借主に通知します。
- カードローン貸越極度額については、銀行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により、事前に借主に通知することにより増額することができるとします。ただし、増額について、借主から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
- 前項のカードローン貸越極度額を超えて銀行が貸越した場合には、本規定が適用されるものとします。

第6条 (利用限度額)

- 銀行および保証会社は、借主の信用状況に関する審査により、カードローン貸越極度額を上限として利用限度額を定めるものとし、借主は利用限度額の範囲内で貸越が受けられるものとします。
- 借主について、次の各号のいずれかにある場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を0にすることを含む）することができるとします。
 - 本規定に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき。
 - 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社はカードローン貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
- 本取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から借主へ書面により通知するものとします。

第7条 (契約期限等)

- 本取引における契約期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までとします。ただし、契約期限の1ヶ月前までに当事者の一方から特段の意思表示がない場合には、この期限はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、満65歳を超えての契約期限の延長は行わないものとします。
- 銀行および保証会社は、第5条に定める利用限度額の変更ならびに前項1の契約期限延長に関して途中審査を行います。途中審査にあたっては、銀行および保証会社が資料の提出または報告を求めたときには、借主は直ちにこれに応じることができるとします。
- 契約期限の1ヶ月前までに当事者から期限を延長しない旨の申出がなされた場合、および借主が満65歳の誕生日以降の契約期限を迎えない場合は次のとおりとします。
 - 契約期限の翌日以降、本取引による当座貸越は受けられません。
 - 契約期限までに当座貸越元金全額（以下「借越全額」という）を返済します。
 - 契約期限に当座貸越元金がない場合は、契約期限の翌日以降、銀行所定の日に本取引は当然に解約されるものとします。
 - 本取引終了により、カードは銀行に返却します。

第8条 (利息・損害金等)

- 本取引の当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円とし、毎月26日（銀行休業日の場合は営業日）の前日に最終残高比較法により前月の利息支払日から当月の利息支払日の前日までの毎日の利息対象残高を合計したものに、銀行の定められた利率（保証料率を含む）を乗じて、365日の日割計算により算出し、毎月26日（銀行休業日の場合は営業日）に貸越元金に組み入れるものとします。
注）最終残高比較法とは、前営業日の利息対象残高と当日の利息対象残高を比較し、いずれか高い方の残高を当日の残高とし、日数を乗じて積数を算出する方法です。
注）毎月の利息計算期間・方法は、前月の利息支払日から当月の利息支払日の前日までの後取りとします。
- 前項の組み入れにより、カードローン貸越極度額を超える場合には、直ちにカードローン貸越極度額を超える金額を支払うものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年14.0%（年365日の日割計算）とします。ただし、利息、割引料、保証料については損害金は付しません。
- 金融情勢の変化その他他相当の事由がある場合には、銀行は貸越利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容はあらかじめ銀行から借主へ書面により通知するものとします。

第9条 (約定返済)

- 本取引にもつづく当座貸越借入金は、毎月26日（銀行休業日の場合は営業日）の前日の貸越残高に応じて次のとおり返済します。ただし、利息の元金組入れによりカードローン貸越極度額を超過している場合は、カードローン貸越極度額を貸越残高として返済します。

約定返済日前日の貸越残高	約定返済日額	約定返済日前日の貸越残高	約定返済日額
2千円未満	約定返済日前日の貸越残高	50万円超100万円以下	2万円
2千円以上10万円以下	2千円	100万円超200万円以下	3万円
10万円超20万円以下	4千円	200万円超300万円以下	4万円
20万円超30万円以下	6千円	300万円超400万円以下	5万円
30万円超40万円以下	8千円	400万円超500万円以下	6万円
40万円超50万円以下	1万円		

- 約定返済日前日（銀行休業日の場合は前営業日）現在の貸越残高がない場合は、約定返済は行わないものとします。
- 約定返済は自動引落しの方法によるものとします。借主は毎月約定返済日までに返済用預金口座に返済金相当額以上の金額を預入れておくものとし、銀行は約定返済日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払出請求書によらず払戻しのうえ、返済に充当するものとします。万が一返済用口座への預入れが遅延した場合には、銀行は預入れについても、第8条に定める損害金を加えた額について同様の取扱いができるものとします。
- 返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合は、銀行はその一部の返済に充当する取扱いは行わないものとし、返済が遅延することになります。

第10条 (随時返済)

- 第9条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済（以下「随時返済」という）できるものとします。ただし、小切手・手形・証券類はローン口座へ直接入金できないものとします。なお、この返済を行った場合においても第9条の約定返済は規定とおり行うものとします。
- 銀行本支店窓口において、銀行所定の入金票に氏名・金額を記入のうえ提出することにより返済することができます。
- 前項1.2に定めるほか、カードを使用し銀行のATMもしくは銀行が提携する企業または金融機関のATMのうち銀行が利用を認めたATMにより返済を行うことができます。
- ローン口座に貸越残高を超える入金がある場合、超過金額は返済用預金口座に自動入金するものとします。

第11条 (期限前全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知・催告等がなくても、借主は本取引によるいっさいの債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - 支払の停止または破産、民事再生手続等の法的整理開始の申出があったとき。
 - 弁護士等から任意整理、破産申立、民事再生手続開始の申立等の受任通知を受理したとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 行方不明となり銀行からの通知が届出の住所に到着しなくなったとき。
 - 相続の開始があったとき。

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求がありしだい、借主は本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。

- 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
- 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- 前号1から3のほかに信用状態に著しい変化が生じるなど債務の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前項2の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延滞または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第12条 (貸越の中止)

- 第9条に定める約定返済が遅延している場合、および第11条により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、新たな当座貸越を受けられないものとします。
- 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな当座貸越を中止することができるものとします。

第13条 (解約)

- 借主は本取引を解約する場合は、銀行所定の書面により、または銀行所定の手続きにより銀行に通知し、直ちに本取引による債務全額を返済します。
- 第11条1項、2項の各号の事由が生じたときは、銀行はいつでも本取引を解約できるものとし、この場合借主は直ちに本取引による債務全額を返済します。
- 本取引解約により、カードは銀行に返却します。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもつづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合であっても、借主は銀行になんらの請求をしません。また、借主に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第15条 (銀行からの相殺)

- 銀行は、本取引による債務の返済日が到来したの、または第11条によって返済しなければならない本取引による債務全額と借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債務の期限のいかににかかわらず相殺することができます。また、預金その他の債権の残高が、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は該当の預金その他の債権を解約することができるものとします。
この場合、銀行は書面によりその旨通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合は、債権保証の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金その他の債権の利率については、約定規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第16条 (借主からの相殺)

- 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の預金その他の債権とを、この債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、銀行・書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書および通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 前項1によって相殺をする場合には、債権保証の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。

第17条 (債務の返済等にあてて順序)

- 銀行から相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債権との相殺にあててかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあててかを指定することができます。なお、借主が指定をしなかったときは、銀行がその債務の返済または相殺にあててかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してその債務の返済または相殺にあててかを指定することができます。借主はその指定に対し異議を述べないものとします。
- 前項2、3により銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第18条 (危険負担および代わり契約証書の差し入れ)

- 銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもつて債務を返済します。
- この場合、借主は、銀行の請求によって代わり契約書等を差し入れるものとします。

第19条 (届出事項の変更等)

- 氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届出するものとします。
- 前項の届出を怠ったために、銀行に最後の届出のときと氏名、住所にあてて銀行が通知または送付書類を発送した場合には、延滞または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第20条 (報告および調査)

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求したときは、信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第21条 (成年後見人等の届出)

- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、借主についてすべし補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合には、前項1、2と同様に銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出するものとします。
- 前項1から前項4の届出事項に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主は責任を負わないものとします。

第22条 (合意管轄)

本取引に合意して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることとします。

第23条 (規定の変更)

この規定の内容を変更する場合は、銀行は変更内容および変更日をホームページ上の掲載により通知します。この場合、変更日以降は変更後の内容により本取引を行うものとします。

第24条 (譲渡・質入の禁止)

カードの譲渡・質入または貸付は禁止します。これによって損害が発生した場合は、すべて借主が負担します。

第25条 (管理・回収業務の委託)

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき財務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託をすることができるとします。

第26条 (債権譲渡)

借主は、銀行が本取引に基づく債権を他の金融機関に譲渡（信託を含む）する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第27条 (会話内容の記録)

銀行は、お客さまからのお申出内容を正確に把握するため、契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと銀行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。以上

バックアップスピーディー保証委託約款

保証委託者（以下「私」という）は、次の各条項を承認のうえ、株式会社第四銀行（以下「銀行」という）とのバックアップスピーディー借入規定にもとづき、私が銀行に対し負担する債務については、第四信用保証株式会社（以下「貴社」という）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 私が貴社に委託する保証の範囲は、表記ローン取引によるバックアップスピーディー借入規定にもとづき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務とします。
2. バックアップスピーディー借入規定の内容が変更されたときは、本約款にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
3. 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、これに基づいて銀行がカードローン口座を開設した時に成立するものとします。
4. 本約款にもとづく保証委託の有効期限は、私と銀行との間のバックアップスピーディー借入規定による取引期限と同一とし、取引期限が更新され、または期間延長されたときは、当然に保証委託の有効期限も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。
5. 前項1の保証内容は、この約款のほかバックアップスピーディー借入規定の各条項によるものとします。

第2条（約款の遵守）

私が貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、本約款ならびにバックアップスピーディー借入規定に記載の各条項を遵守し、期日に遅滞なく元利息を支払います。

第3条（代位弁済）

1. 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していたいっさいの権利が貴社に継承されることに異議ありません。
3. 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、バックアップスピーディー借入規定および本約款の各条項が適用されるものとします。

第4条（求償権）

前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに貴社に支払います。

- (1) 前条により貴社が代位弁済した全額。
- (2) 貴社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3) 前号(1)、(2)の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで年14.0%の割合（年365日の日割り計算）による遅延損害金。
- (4) 貴社が私に対し、前号(1)から(3)の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号の一つにでも該当した場合には、貴社から通知催告等がなくても、当然に貴社に対し、あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
 - (1) 破産、民事再生手続開始等債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。
 - (2) 営業廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任等、支払停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 私の銀行の預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - (5) 行方不明となり、貴社ならびに銀行より私に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
2. 次の場合には、貴社の請求によって前項と同様あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
 - (1) 私が貴社の保証を受けている債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 私がこの約款に違反したとき。
 - (3) 私が表記ローン申込に際し虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (4) 前号(1)から(3)に準ずるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは貴社からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第6条（求償権の担保）

私は、貴社が債権保全のため必要と認め請求されたときは、ただちに貴社の承認する担保を差し入れ、また連帯保証人をたて、追加します。

第7条（費用の負担）

貴社が求償権保全のために要した費用ならびに第3条によって取得された権利の保全もしくは行使に要した費用はすべて私が負担します。

第8条（返済の充当順序）

私の返済した金額が、貴社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。

第9条（保証料、手数料）

1. 貴社の保証に対して私が支払う保証料は、貴社所定の方法で計算した金額とします。
2. 私の支払う保証料が借入金利に含まれている場合には、その保証料を貴社所定の日に銀行より支払うものとします。
3. 私は、この保証に伴う貴社所定の手数料を借入日に貴社に支払います。なお、借入日以降手数料については、返還の請求を致しません。

第10条（調査）

1. 貴社は、この保証に関して、私の資産、収入、信用等について調査できるものとします。
2. 私は前項の調査について、貴社からの請求を受けたときは、ただちに報告し、ま

た調査に必要な便益を提供します。

第11条（通知義務）

1. 私は、氏名、住所、勤務先等に変動があったとき、および貴社の求償権行使に影響ある事態が発生したときはただちに貴社に通知します。
2. 私が前項の届出を怠ったため、貴社が私から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を發送した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべきときに到達したものとします。

第12条（成年後見人等の届出）

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出します。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について任意後見監督人の選任がなされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出します。
3. 私またはその代理人は、私についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1. 2. と同様に貴社に届出します。
4. 私またはその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に貴社に届出します。
5. 前項1から前項4の届出の前に生じた貴社の損害については、貴社の責めに帰すべき事由による場合を除き、貴社は責任を負わないものとします。

第13条（公正証書の作成）

私は、貴社からの請求を受けたときは、ただちに求償債務に関し強制執行の認諾条項ある公正証書の作成に関するいっさいの手続きをします。このために要した費用は私が負担するものとします。

第14条（規約の変更）

1. 約款の内容を変更する場合、貴社は私に変更内容および変更日を銀行のホームページへ掲載することにより通知するものとします。
2. 変更内容に関する通知がされた後に、私がバックアップスピーディー借入規定にもとづく取引をした場合、貴社は私がある変更内容を承認したものとみなすことができるものとします。

第15条（管轄裁判所の合意）

私は本約款に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、貴社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、私は貴社の請求によって、貴社に対しあらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合であっても、私は貴社になんらの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の返済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上

